

1. 平成28年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成28年9月8日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第105号 郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第106号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第107号 郡上市白鳥道の駅施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第108号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第109号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第110号 平成27年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第111号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第112号 平成27年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第113号 平成27年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第114号 平成27年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第115号 平成27年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第116号 平成27年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第117号 平成27年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第118号 平成27年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第119号 平成27年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第120号 平成27年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第121号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第122号 平成27年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第123号 平成27年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第124号 平成27年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程24 議案第125号 平成27年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第126号 平成27年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程26 議案第127号 平成27年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第128号 平成27年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第129号 平成27年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程29 議案第130号 平成27年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程30 議案第131号 平成27年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程31 議案第132号 平成27年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程32 議案第133号 平成28年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程33 議案第134号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程34 議案第135号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程35 議案第136号 平成28年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程36 議案第137号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程37 議案第138号 平成28年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程38 議案第139号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程39 議案第140号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程40 議案第141号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程41 議案第142号 平成28年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程42 議案第143号 財産の無償譲渡について（郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房）
- 日程43 議案第144号 市道路線の廃止について
- 日程44 議案第145号 市道路線の認定について
- 日程45 議 決 第11号 議員派遣について
- 日程46 報 告 第 5 号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程47 報 告 第 6 号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程48 報 告 第 7 号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程49 報 告 第 8 号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程50 報 告 第 9 号 株式会社イーグルの経営状況の報告について
- 日程51 報 告 第10号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程52 報 告 第11号 平成27年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程53 報 告 第12号 専決処分の報告について
- 日程54 議報告第6号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1 番	三 島 一 貴	2 番	森 藤 文 男
3 番	原 喜与美	4 番	野 田 勝 彦
5 番	山 川 直 保	6 番	田 中 康 久
7 番	森 喜 人	8 番	田 代 はつ江
9 番	兼 山 悌 孝	10 番	山 田 忠 平
11 番	古 川 文 雄	12 番	清 水 正 照
13 番	上 田 謙 市	14 番	武 藤 忠 樹
15 番	尾 村 忠 雄	16 番	渡 辺 友 三
17 番	清 水 敏 夫	18 番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	石 田 誠	理事兼総務部長	田 中 義 久
市長公室長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽田野 博 徳
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	福 手 均
建 設 部 長	古 川 甲子夫	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	乾 松 幸
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事 務 局 長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長 岡 文 男	議会事務局 議会総務課 課 長 補 佐	加 藤 光 俊
議会事務局 議会総務課主査	武 藤 淳		

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員の皆様方には大変御多用のところ、また、台風13号の崩れの大雨が大変心配されるところでございますけれども、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成28年第4回郡上市議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、2番 森藤文男君、3番 原喜与美君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺友三君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る9月1日の議会運営委員会において協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日9月8日から9月30日までの23日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月8日から9月30日までの23日間と決定をいたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しのほどをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（渡辺友三君） それでは、ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。ことしも暑い夏ではありましたが、9月に入り

まして、日ごとに秋らしくなってまいりました。

平成28年第4回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

本日、平成28年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、御参集いただき、まことにありがとうございます。

提案説明に入ります前に、6月定例会閉会以降の市政の動きなどにつきまして、数点にわたって報告をさせていただきます。

まず、1点目は、老朽化等に伴う公共施設の整備についてであります。

去る7月1日、金曜日、白鳥町の大島の旧白鳥斎場跡地におきまして、（仮称）郡上市北部斎場建設工事の起工式を取り行いました。

これまで郡上市が運営してまいりました7つの斎場のうち、「八幡斎苑さつき」と「高鷲斎場」を除く5つの施設は、合併前の旧町村において整備したもので、長期稼動に伴う建物や火葬炉の老朽化等への対応が課題となっておりました。また近年、葬儀をセレモニーホールで営まれることが一般的となり、斎場の利用頻度の著しい偏りが見られるようになっておりました。

そのため、市では、市民の皆様からさまざまな御意見を承りながら、平成26年度に郡上市火葬場整備基本計画を定め、今後の斎場の整備方針を明らかにしてまいりました。その計画では、7つの施設を最終的には北部、南部の各1施設に集約することといたしましたが、こうした経緯により、白鳥斎場を取り壊し、北部の拠点斎場として建てかえることとしたものであります。

新しい斎場につきましては、来年度、平成29年度中の完成を予定をいたしているところであります。

2点目は、地域資源を生かした産業振興と環境保全についてであります。

去る7月24日、日曜日、白鳥町長滝の道の駅白鳥を中心に「G I A H S 鮎の日」の制定を記念するイベントを行いました。このジアスというのは、世界農業遺産を意味する英語表記の頭文字「G I A H S」を並べて「ジアス」と呼称しているものであります。

昨年12月、清流長良川の鮎が世界農業遺産に認定されたのを機に、県や郡上市を含む流域の4市、漁業関係団体などをつくる世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会が毎年7月の第4日曜日を「G I A H S 鮎の日」に制定したことに伴い、初めての鮎の日となったこの日に記念イベントを行ったものであります。

この「G I A H S 鮎の日」の制定を契機として、清流長良川の鮎に象徴される流域の自然や伝統・文化の魅力をさらに発信するとともに、清流長良川を初めとする河川の環境保全に一層努めてまいりたいと存じます。

3点目は、海外からのインバウンド推進、つまり、外国から入ってこられる観光客の誘客推進であります。この取り組みについてであります。

去る8月2日、火曜日から5日、金曜日の早朝にかけて、昇龍道プロジェクト推進協議会が実施をいたしましたベトナム「昇龍道」プロモーション事業のミッション団派遣の一員として、ベトナムのホーチミンとハノイを訪問してまいりました。一行は、全部で57名余の参加でありまして、郡上市からは私と現在中部運輸局へ研修派遣中の観光課の職員1名が参加をいたしました。現地では、旅行会社や旅行業協会、政府関係機関等への表敬訪問や旅行会社、観光関連団体等を招いた観光セミナー、商談会、交流会などに参加してまいりました。

ベトナムは経済成長の途中であり、今後はベトナムから日本への観光客が増加してくると思われます。また、その食文化からも親しみやすい文化を持った国であるとの印象を持ちましたので、今回の訪問を契機に、いろいろな工夫をしながら本市への誘客につなげてきたいと考えております。

4点目は、歴史的、文化的資源を生かした地域振興に向けた取り組みについてであります。

去る8月21日、日曜日に、平安末期から関東に拠点を置きまして活躍した有力な武士団の一族である千葉氏——千葉氏の「し」は「氏」という字を書くんですが、にゆかりのある全国の11の自治体の首長が初めて一堂に会した第1回千葉氏サミットに参加してまいりました。この全国の11の自治体は、北は岩手県の一関市から、南は佐賀県小城市——小さな城と書くんですが、小城市までの11の市町でございます。このサミットは、千葉県の千葉市内において行われました。

平成28年は、平安時代後期の大治元年という年だそうですが、西暦で申し上げますと1126年に桓武平氏、高望王の子孫である千葉常重という武将が、現在の千葉市に本拠を置いて、都市としての千葉が誕生したということから、千葉開府890年という節目の年に当たるということで、熊谷俊人千葉市長がこのサミットの開催を呼びかけられたものであります。

御承知のように、郡上市の千葉氏とのゆかりは、この千葉常重の子孫であり、下総国東庄——現在の千葉県の東庄町であります。を領地としていた東胤行が、承久の乱の戦功により美濃国郡上郡山田庄を与えられたとされるものでありまして、郡上東氏の9代目が古今伝授の祖と言われる東常縁でございます。

サミットに参加した全国11の自治体は、この縁を大切に、これからも千葉氏という共通の歴史的、文化的資源を通じた相互交流により友好関係を深め、さまざまな分野での連携を促進していこうということとなりました。

5点目ですが、今シーズンの郡上おどり、白鳥おどりについてであります。

郡上の夏の風物詩として、7月の初旬から行われてまいりました2つの踊り、このうちの「白鳥おどり」は、去る8月27日、土曜日に、そして「郡上おどり」は先週末の9月3日、土曜日に、それぞれ「おどり納め」を迎えました。残すところといたしましては、明日、9月9日、金曜日に行われます郡上おどりの「昔をどりの夕べ」と9月24日、土曜日に行われます白鳥おどりの「変装踊りコンクール」、そして翌9月25日、日曜日に行われます「白鳥の拝殿踊り」となりますけれども、

本年の郡上の踊りのおおむねが無事終了しましたことを皆様とともに喜びたいと思います。

ことしの夏も比較的天候に恵まれました。8月前半に数日間、夕立に見舞われたことや、4年に1度のオリンピックイヤーで、日本代表選手の活躍シーンが夜間にもテレビ放映されていたというようなこともありましたが、現在までの期間中の入り込み客数は「郡上おどり」が前年より約6,000人少ない約31万4,000人、白鳥おどりは前年より約9,000人多い約7万人となりまして、両者の合計では昨年を若干上回る入り込みとなりました。

ことしも長い踊りの期間を支えていただいた郡上おどり保存会、白鳥踊り保存会を初めとする関係の団体、関係機関の皆様、そして御理解をいただきました地域の皆様、踊り会場に足を運んでくださった多くの皆様、そして、徹夜おどりの後の清掃作業をしていただいたボランティアの皆様方などに、深く感謝を申し上げたいと思います。

最後に6点目ではありますが、本市の財政運営についてであります。

今議会に報告第11号として、財政健全化判断比率等の報告をいたしておりますが、平成27年度決算に基づく実質公債費比率は13.6%となり、平成26年度の15.0%と比較をいたしまして、1.4%分改善をいたしました。なお、ストックベースでの将来負担比率は、平成27年度決算では43.8%となり、平成26年度の38.5%と比較して若干の増大、いわば後退となりました。これは、下水道事業特別会計における平準化債の縮減等に伴いまして、そのような数値が出たものでありますが、財政の健全化にとって特に大きな問題となるものではないと考えております。

今後とも、必要な事業の推進を図りつつ財政の健全化に取り組み、未来に希望が持てる財政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上、少し長くなりましたが御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案等につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、議案第104号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。委員1人の任期が平成28年12月31日をもって満了するため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

次に、条例の一部改正関係であります。全部で5件あります。

まず、議案第105号は、郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。高鷲エコプラザの移転に伴い、当該施設の位置を改めようとするものであります。

議案第106号は、郡上市都市公園条例の一部改正についてであります。都市公園に、公園施設以外の工作物その他の物件または施設を設けて都市公園を占用しようとする場合等の占用料の額を改めようとするものであります。

議案第107号は、郡上市白鳥道の駅施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。県営事業である「（仮称）長良川あゆパーク」の整備に伴い、テニスコート及びパターゴルフに関する規定を削ろうとするものであります。

議案第108号は、郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。「高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房」を民間事業所に譲渡することにつき、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第109号は、郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い生じた引用条文の項ずれを正すため、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案第110号から議案第132号までは、平成27年度の郡上市一般会計から郡上市病院事業会計に至るまでの23会計の決算認定についてであります。大坪代表監査委員と兼山監査委員におかれましては、7月4日から8月2日までの期間の延べ15日間という大変長い日数をかけ、膨大な帳票の確認から現地確認まで精力的に決算審査を行っていただきました。まずもって、このことに厚く御礼を申し上げたいと存じます。議員各位には、今議会におきまして、決算認定の審議をしていただきますけれども、慎重な御審議の上、認定をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第133号から議案第142号までは、平成28年度郡上市一般会計を初め、全部で10会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明いたします。まず、歳出では、長良川鉄道の脱線事故に伴う緊急工事を行うために必要となった沿線市町補助金の増額により2,228万1,000円、地方創生推進交付金を活用した都市農村対流促進イノベーションプロジェクト事業に777万1,000円、国庫補助事業採択による保育所等における事務効率化の推進のための保育対策総合支援事業費補助金に660万円、企業誘致の促進に向けた工業導入地区の区域変更を行うための農村地域工業等導入促進法に基づく変更実施計画書の作成に386万6,000円、郡上八幡駅改修工事に係る工事費の増額等、観光施設整備事業に2,096万2,000円、衛星携帯電話やバルーン照明機、発電機など、災害対策用資機材の整備に962万1,000円など、これらについて、それぞれ増額補正しようとするものであります。また、一部事業変更による小規模農家組織化支援事業476万2,000円及び食の王国づくり事業60万円をそれぞれ減額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、地方創生推進交付金890万8,000円、保育対策総合支援事業費補助金495万円のほか、一般寄附金456万4,000円、財産区など特別会計からの繰入金730万4,000円、そして、交付額の決定による普通交付税2,929万1,000円、平成27年度岐阜県後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う精算による返還金6,626万6,000円などをそれぞれ増額補正し、また一方、小規模農家組織化支援事業補助金432万9,000円、消防団員公務災害補償金56万

8,000円をそれぞれ減額補正しようとするものであります。

以上、歳入歳出それぞれ増加要因、減少要因等を総合いたしまして、歳入歳出それぞれ1億4,047万2,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、特別会計であります。

まず、国民健康保険特別会計では、平成27年度療養給付費等の確定に伴う精算により、国等への返還金など1,706万7,000円の増額、簡易水道事業特別会計では、明宝地域遠隔監視システムの更新のため2,587万6,000円の増額、介護保険特別会計では、平成27年度介護給付費等の確定に伴う精算による返還金及び基金積立金など1億5,220万4,000円の増額、後期高齢者医療特別会計では平成27年度岐阜県後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う精算による返還金133万7,000円の増額、大和財産区特別会計では、前年度繰越金の確定や作業道の補修などで255万6,000円の増額、白鳥財産区特別会計では、森林総合研究所分収造林事業の追加採択に伴い、331万1,000円の増額、牛道財産区特別会計では、財産区福祉向上事業の実施に伴う一般会計繰出金294万円の増額とその財源の一部に充てる予備費271万9,000円の減額を総合して、22万1,000円の増額、高鷲財産区特別会計では、財産区福祉向上事業の実施に伴う一般会計繰出金や前年度繰越金の確定により384万2,000円の増額をそれぞれ歳入歳出について補正するようお願いするものであります。

次に、公営企業会計でありますけれども、病院事業会計では、郡上市民病院の外来化学療法室増築工事の詳細設計によりまして、工事費655万7,000円の増額補正を資本的支出についてお願いをしようとするものであります。

議案第143号は、先ほど申し上げました議案第108号に関連をいたしますものでありますけれども、財産の無償譲渡についてであります。施設の効率的な活用を図るため、高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房を民間事業所に無償で譲渡することにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第144号及び議案第145号は、市道路線の廃止及び認定についてであります。八幡町小那比生屋地区内の市道生屋線について、供用開始を控え、新設区間も含め1本の市道として一体的に管理したいことから、現行の路線を廃止し、区間を延長して再認定をすることにつき、議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。このほか、一般財団法人郡上八幡産業振興公社等第3セクターの経営状況に関する報告が6件、そして、先ほど申し上げました平成27年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告が1件、そして、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告があります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

平成28年9月8日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。

◎議案第104号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程3、議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

今回推薦をさせていただきたい方は、美並町白山400番地、横井美和子さんでございます。生年月日はごらんのとおりです。広く市民の皆さんの人権につきまして関心を持ってもらえるような啓発活動を行っていただいたり、また法務局等の人権相談所や市役所など、公共施設等におきまして、人権相談を受け、ときによりましては人権侵害の救済にも関与をしていただく、こうした活動を担っていただく人権擁護委員でございます。市内15名ございますが、今般は、現委員、美並町の小森多美子委員がこの年末で任期を迎えられます。再任といいますか、継続をお願いしておったわけですが、御本人の辞意のつもりが強くて、そういうことで次の方をということで、今回推薦をさせていただくものでございます。

横井さんにつきましては、大学を卒業されましてから、坂祝町役場でお勤め、保健師としてお勤めでありまして、また、昭和52年から平成20年まで長く岐阜県教育委員会で採用されまして、小中学校の養護教員として長くお勤めございました。非常にこういう方でございますので、いわゆる人権擁護に関する理解、知識、あるいは経験も有しておられるということで、今回推薦をさせていただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第104号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第104号について原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は、原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第105号から議案第109号までについて（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程 4、議案第105号 郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程 8、議案第109号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 5 議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明については、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いいたします。
環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第105号 郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年 9 月 8 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。高鷲エコプラザの移転に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、改正の本文を載せてございます。

もう 1 枚おめくりいただきまして、新旧対照表にて説明させていただきます。

現在ございます高鷲のエコプラザでございますが、こちらは西洞にございます旧ごみ焼却施設内にあるため、冬期間は休止してございます。このため、高鷲振興事務所の倉庫に移転いたしまして、1 年中使用できるようにするものでございます。

新旧対照表、右側の下線表記の郡上市高鷲町西洞3536番地の 1 を左側の郡上市高鷲町大鷲2442番地 9 にするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年10月 1 日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 議案第106号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例について。

郡上市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、都市公園に公園施設以外の工作物、その他の物件または施設を設けて都市公園を占用しようとする場合等の占用料の額を改めるため、この条例を定めようとする。

1枚めくっていただきまして、主な改正内容につきましては、別表中の電柱、電話柱並びにこれら線及び地下埋設物が都市公園を占用する場合の占用料を、郡上市道路占用徴収条例に規定する額に改めるものでございます。

また、施行日は公布の日、ただし、改正条例の施行日前に許可を受けた占用物件の平成28年度の占用料の額は従前の例によることとしておりますので、よろしくお願いします。

3枚目の新旧対照表を見ていただきたいんですが、ページの右側の旧の区分欄、法第6条関係において、種類の電話柱の算出額を電気通信事業法施行令第2条の規定を運用しておりますが、本年の2月に電気通信事業法の施行令の一部改正が行われ、5月の施行となりました。それにより、条ずれ、8条となるものでしたが、他市町村の都市公園条例の調査しましたところ、道路占用徴収条例の規定によるものであるものであったことと、それから、本来、登記地目による賦課することがちょっと無理があることを考慮しまして、今回郡上市道路占用徴収条例に規定する額に改めるものでございます。

それで、ちょっと別添、きょうお配付しました資料を見ていただきたいんですが、電柱支線及び地下埋設線の額につきましては、郡上市道路占用徴収条例の規定を準拠していましたので、1本の電柱の額の変更はありません。

なお、今回、都市公園条例による電柱、電話柱は八幡地域の都市公園の12施設中9施設にございまして、45本があります。改正による占用料は、多少ふえる見込みというように見込んでおりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 御苦労さまでした。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 議案第107号 郡上市白鳥道の駅施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市白鳥道の駅施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。（仮称）長良川あゆパーク整備——これは県営事業でございますけども、に伴いまし

て、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりいただきまして、そこには、改正本文が載っておりますが、もう1枚はねていただきますと、新旧対照表がございます。

こちらの今の道の駅には、3つ施設ございまして、上から、管理棟和室、そしてテニスコート、パターゴルフ等ございますが、そのうちのテニスコート、パターゴルフにつきましては、いよいよ秋に、このあゆパークの造成が始まってまいりますので、財産処分というか、取り壊しになりますので、この2つにつきましては、削除するというものでございます。

ちなみに、管理棟の和室と申しますのは、今の道の駅の事務所の2階にある和室でございまして、ここは、まだ残りますので、そのまま今回は削除ではないということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 御苦労さまでした。

続いて、農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 議案第108号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房を民間事業所に譲渡するための所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

改正の概要といたしましては、本条例中に2つの加工施設が規定されておりまして、譲渡予定となっておりますとうふ工房につきまして、関係する名称ですとか、使用料部分を規定から削除しようとするものです。

改正の内容につきましては、次のページのほうに改正文、そしてもう一つめくっていただくと、新旧対照表がございますので、こちらのほうで御説明申し上げます。右側のほうが旧条例でございまして、まず名称及び位置という、第2条の部分でございますが、この部分で、名称のところに郡上市高鷲農畜産物処理加工施設と、郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房と、2つの名前がありますので、この部分のとうふ工房の部分を削除して、新のほう、左のほうですが、郡上市高鷲農畜産物処理加工施設1本にするものでございます。

別表のほう、7条、12条関係といたしまして、使用料の額のほうが規定されております。名称のほうは今申し上げました旧の処理加工施設と処理加工施設のとうふ工房、この2セットでございますが、これを1年につき153万円というふうな規定をされております。内訳としましては、処理加工施設のほうが137万円、処理加工とうふ工房のほうが16万円というふうなことで、当時算定されて、合計で153万円でございます。この部分につきまして、今回処理加工施設とうふ工房のほうを削除

いたしまして、処理加工施設のみとしまして、1年につき137万円に改めようとするものでございます。

なお、改正条例につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

対象施設の位置等につきましては、次の資料をごらんいただきたいと思います。

資料上段のほうですが、地図が載っております。ひるがのを上りまして、156号線を高山方面に向かいまして、右手にありますのが、高鷲農畜産物処理加工施設ととうふ工房でございます。写真が下についておりますが、こういった格好でございます。手前にありますのが農畜産物処理加工施設のほうの大きい施設でございます。この加工施設につきましては、平成13年に当時の高鷲村さんのほうが1次産業として出荷しておりました野菜ですとか、牛乳を加工して、高付加価値をつけて売り出そうということで、国の補助金を受けまして、これは2分の1ですが、約2億4,000万円をかけて整備した特産品の加工製造施設です。主にここではひるがの牛乳ですとか、チーズ、ヨーグルト、スイーツなどを製造販売しております。

そして今回、改正条例の対象となっておりますのが、奥に位置しますとうふ工房でございます。このとうふ工房につきましては、平成14年に同じく国の助成を受けまして、2,800万円ほどで整備した施設でございます。当時、転作作物として大豆栽培を奨励しておりました、それを原料とした豆腐を製造するという目的でつくられたものでございます。これら2つの施設でございますが、建設当時から当時の第3セクターであります株式会社高鷲ファーマーズという会社を立ち上げて、管理運営を行っておりまして、現在も株式会社高鷲ファーマーズが指定管理者となっております。平成19年には、市の持ち株を無償譲渡し、第3セクターは解消しております。

平成24年度から株の無償譲渡に関する協定を結びまして、施設の使用料として、農畜産物加工施設分137万円ととうふ工房16万円、合計153万円を郡上市のほうへ支払っていただいております。

市のほうでは、行政運営の効率化という観点から、民間による施設の有効利用の検討を進めておりましたが、昨年8月の末なんですが、指定管理者であります株式会社高鷲ファーマーズから、とうふ工場の譲渡の申し出がございましたので、今回ようやく補助機関であります国、県等の調整が完了したということで、その手続きの前段としまして、条例改正を行いたいというものでございます。

後ほどまた御提案いたします議案第143号の財産の無償譲渡とも関連がございますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 続いて、健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第109号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成

28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴いまして、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

議案、最後の新旧対照表をお願いいたします。

本条例におきまして、福祉医療費助成の対象としております母子家庭等の母及び児童、父子家庭等の父及び児童につきましては、児童扶養手当施行令に基づきまして、支給の制限の規定をしておりますけれども、の施行令の一部を改正する政令が、本年平成28年8月1日に施行されたことに伴いまして、条例に引用する政令の項ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

第2条でございますけれども、助成対象の定義を規定しておりますが、同条第3号の母子家庭等の母及び児童のうち、児童の養育者の前年所得につきましては、引用する施行令第2条の4第4項を施行令第2条の4第7項に、母または養育者の配偶者及び扶養義務者の前年所得は引用する施行令第2条の4第5項を施行令第2条の4第8項に改めるものであります。

第2条第4号の父子家庭等の父及び児童のうち、父の配偶者及び扶養義務者の前年所得につきましては、第3号と同様に引用する施行令第2条の4第5項を施行令第2条の4第8項に改めるものであります。

本条例は、改正児童扶養手当法の施行令におきまして、児童が2人以上ある父、母、また養育者に支給する手当の額、いわゆる多子加算の額が改正によりまして増額となったことに伴いまして、当該手当の額の支給を制限するための規定が施行令第2条の4中、新たに第3項から第5項が設けられたことに伴いまして、引用する政令の項ずれを改正するものであります。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行し、施行令の適用期日と同じく本年平成28年8月1日から適用をすることとしております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第110号から議案第132号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程9、議案第110号 平成27年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第31、議案第132号 平成27年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの23議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、順次議案につきまして、また決算総括表に基づきまし

て、決算額について読み上げさせていただきたいと思います。

議案第110号 平成27年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第111号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第112号 平成27年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第113号 平成27年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第114号 平成27年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第115号 平成27年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第116号 平成27年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第117号 平成27年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第118号 平成27年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第119号 平成27年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第120号 平成27年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第121号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第122号 平成27年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第123号 平成27年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第124号 平成27年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第125号 平成27年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第126号 平成27年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第127号 平成27年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第128号 平成27年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第129号 平成27年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第130号 平成27年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第131号 平成27年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第132号 平成27年度郡上市病院事業会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、議会の認定に付するものでございます。よろしくお願いいたします。平成28年9月28日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、平成27年度決算総括表、A3のこの1枚ものでございます。ここでは、総括表によりまして、会計別に歳入決算額と歳出決算額を読み上げさせていただきます。

一般会計、303億6,253万4,722円、それぞれ、歳出、歳入ということを申し上げますので、よろしくお願いいたします。291億3,617万9,340円。

国民健康保険特別会計、59億8,949万8,601円、57億5,996万970円。直営診療施設勘定ですが、5億1,335万408円、4億9,535万7,244円。

簡易水道事業特別会計、18億9,051万6,214円、18億6,862万9,446円。

下水道事業特別会計、22億3,858万7,201円、22億1,691万3,065円。

介護保険特別会計、41億3,292万3,782円、39億8,071万8,004円。

介護サービス事業特別会計、6億9,099万4,527円、6億7,503万3,263円。

ケーブルテレビ事業特別会計、1億5,483万9,352円、1億5,239万3,279円。

駐車場事業特別会計、582万4,508円、327万8,112円。

宅地開発特別会計、584万866円、577万9,708円。

青少年育英奨学資金貸付特別会計、6,533万3,476円、6,058万4,049円。

鉄道経営対策事業基金特別会計、1,191万7,000円、1,191万7,000円。

後期高齢者医療特別会計、5億3,793万3,951円、5億3,357万5,419円。

小水力発電事業特別会計、1,324万4,641円、1,324万1,419円。

大和財産区特別会計、1,819万2,099円、これに對しまして626万3,262円。

白鳥財産区特別会計、1,443万2,906円、1,239万2,577円。

牛道財産区特別会計、1,591万8,782円、これに對しまして39万7,020円ということでございます。

石徹白財産区特別会計、2,615万3,914円、1,728万2,735円。

高鷲財産区特別会計、3,656万7,377円、2,172万1,221円。

下川財産区特別会計、1,839万4,755円、1,318万926円。

明宝財産区特別会計、3,685万5,609円、1,902万5,706円。

和良財産区特別会計、905万9,022円、584万3,396円。

一般会計、特別会計の合計でございます。467億8,891万3,713円の歳入でございました。歳出につきましては、450億966万7,161円の決算となりました。

水道事業会計について、収益の部でございますが、歳入決算額が3億8,251万986円、3億1,071万2,696円。

病院事業会計におきましても、収益の部ですが、歳入が40億5,115万2,065円、歳出につきましては41億5,854万6,779円の決算額となりました。

総括表におきましての数字の御説明は以上でございます。

このほか、決算を御審議いただく資料としましては、一般会計歳入歳出決算書、特別会計歳入歳出決算書、また水道事業会計決算書、病院事業会計決算報告書の提出をさせていただいております。さらに、主要施策の成果及び予算執行実績報告書の概要と、それと主な事業報告書、それから決算資料、参考資料等をとじて提出をさせていただいておりますので、それぞれ御確認いただきながら、御審議をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。

ここで、代表監査委員から審査報告をいただきたいと思います。

代表監査委員 大坪博之君。

○郡上市代表監査委員（大坪博之君） 平成27年度決算審査報告でございます。

平成27年度決算の審査の結果につきましては、平成27年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平成27年度郡上市公営企業会計決算審査意見書のとおりとなっておりますが、概要のみを今から御報告をさせていただきます。

審査に当たりましては、地方自治法の理念を踏まえ、7月4日から8月2日まで決算調書及び資料による書類審査を13日間、また現地審査を2日間とって合計15日間にわたり兼山悌孝監査委員と2人で実施いたしました。

財政厳しい状況の中で、実質公債費比率が13.6%となりましたことは、市債の新規発行額を厳格に抑えつつ、各部署において節約に努められた結果があらわれていると認識いたしました。

審査の方法及び審査の結果につきましては、提出いたしております平成27年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページから2ページのとおりとなっておりますので、お目通しください。

市長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、基金に関する調書、それらに附属する調書を中心に、例月出納検査及び定期監査などの結果を踏まえつつ、関係諸帳簿や証拠書類などにつきましても、公正不偏の態度で審査を実施いたしました。

その結果でございますけれども、関係法令あるいは議会の議決の趣旨に沿って、いずれも適正に執行され、かつ正確に整理されていることを認めました。

それでは、一般会計、特別会計から順次御報告を申し上げます。

郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査の総括意見といたしましては、次のとおりであります。38ページをごらんください。それでは、説明申し上げます。

平成27年度の財政状況は、公共施設整備基金などの積立基金の増額や和良校舎新築工事、高鷲中学校屋内運動場ほか耐震補強改修工事、救助工作車Ⅱ型整備事業、繰上償還などによる大きな支出がありましたが、農林水産費の林業費、土木費の除雪対策費、教育費の中学校建設費などが前年度より減額しており、支出済み総額は前年度より1億3,947万円程度の減額となっております。

一般会計歳入総額303億6,253万円と特別会計歳入総額164億2,638万円の合計467億8,891万円から、一般会計歳出総額291億3,618万円と特別会計歳出総額158億7,348万円の合計450億966万円を差し引いた形式収支は、17億7,924万円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源3億7,115万円を控除した実質収支も14億809万円の黒字であります。

前年度実質収支を差し引いた単年度収支は2億1,000万円の増となっております。

平成27年度一般会計の地方債については、前年度と比べ670万円の減となる28億7,910万円の借入れとなっており、補助災害復旧事業債及び臨時財政対策債を除く新規発行額は18億9,130万円と、前年度に比べ1,320万円の増となっております。

しかし、52億6,130万円を元金償還した結果、平成27年度末残高は23億8,220万円減少し、362億9,373万円となりました。

こうした努力により、利子償還額は前年度と比べ6,422万円の減となる4億3,388万円となっております。

財政分析を行う上で、重要な指標となる普通会計の経常収支比率は80%を超えないことがのぞましいのですが、前年比1.7ポイント上昇し、84.6%となり、財政状況はやや硬直化の方向へ進んだと言えます。しかし、実質公債費比率は前年比マイナス1.4ポイントの13.6%と大きく改善されており、良好な財政運営の努力が伺えます。

基金の残高としては、財政調整基金42億3,786万円、減債基金は積み立てと繰上償還を行った結果6億3,788万円となっております。

特定目的基金は、鉄道経営対策基金の7億100万円と財産区の3億4,966万円を含めて69億3,021万円となり、前年度より5億424万円ふえております。これは、公共施設整備基金に5億9,019万円、ケーブルテレビ事業整備基金に7,691万円の積み立てなどがされたためであります。

基金残高合計では、118億596万円となり8,054万円の増となっております。

市税は前年度より9,218万円の減となっており、これは地方交付税の財源として法人税額の4.4%を国に納める地方法人税が創設され、法人市民税法人税割の税率が12.3%から9.7%引き下げられたことによる法人市民税の減や評価替えや新築物件の減少などにより、固定資産税が減となったことが影響しているものと考えられます。

市の債権の収納状況については、平成27年度も職員を県税事務所に派遣し、徴収事務の研修を行うとともに、住民税の過年度滞納分の一部を県税事務所へ徴収委託したことにより収納は改善され、市税全体の徴収率は前年度を若干上回っております。

国民健康保険税は、一般被保険者の収納率は向上しておりますが、退職被保険者分を合わせると収納率は前年度の78.12%から77.95%へと0.17ポイント減少し、過年度分と合わせますと3億1,608万円と大きな延滞額となっております。また、学校給食費や住宅使用料の過年度分などの滞納額が増加しております。庁内連携を密にして、情報交換を行い、収納率向上に努められるようのでみます。

滞納額をふやさないためには、いかにして現年度分を徴収するかが重要であります。徴収嘱託員による現年度分を中心とした徴収を進めるとともに、それぞれの担当職員は徴収に必要な専門的な知識を身につけ、機動力のある徴収体制をとられたいと思います。

また、過年度分はいつまでも残らないように、差し押さえや保証人への交渉等を積極的に進め、個別の状況を見極めながら、現状ででき得る厳しい措置をとることも必要と考えております。市内各所で行われるイベントにおいて、補助金等支援をされておりますが、花火大会のように類似事業

がある中で、所管課が異なるものがあります。補助対象の事業は、精査されてきたとのことですが、各事業の全体像が見えるよう、窓口の一本化等も検討し、対象経費の統一等、公平な支援を心掛けていただきたいと思います。

以上で、平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見といたします。それぞれに改善され、今後とも市民が安全で安心して暮らせる本市に御尽力をいただきたいと思います。

続きまして、公営企業会計の病院事業会計と水道事業会計につきまして御報告を申し上げます。

審査の方法及び精査の結果につきましては、平成27年度郡上市公営企業決算審査意見書の1ページに記載されておりますので、お目通しください。

経営の基本原則に沿って運営されているか否かを念頭に置きつつ、慎重に審査いたしました。その結果、計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていることを認識いたしました。

なお、両会計については若干個別の御説明を申し上げたいと思います。

まず、病院につきまして、審査意見を申し上げます。13ページをごらんください。

両病院とも前年度に引き続いての赤字決算となり、大変厳しい状況となっております。

業務の実績については、両病院とも入院患者は減少しております。郡上市市民病院の年間病床利用率は88.5%と高い水準で推移しておりますが、前年比マイナス3.2ポイントとなっております。

国保白鳥病院の年間病床利用率は、前年比マイナス13.9ポイントの64.8%と大きく減少しており、両病院とも今後の動向が気にかかるところであります。

設備の充実については、市民病院は核医学診断装置の更新等25点で9,688万円となる医療機器の整備を行われました。耐用年数を超えた医療器具の更新が主な理由ではありますが、より高度な医療を進めていくためには、最新の技術を駆使した医療器具の導入は必要な措置と理解しております。白鳥病院はナースコール設備更新等4点で、1,724万円ほどの医療機器の整備にとどまり、資金繰りの悪化により、予定した機器の整備が中止や延期となっております。

財務比率を見ますと、経常収支比率については市民病院が99.92%と理想比率の100%を割ることになりました。白鳥病院は92.03%となっております。

医業収支比率は両病院とも前年度数値を下回り、いずれものぞましいとされる100%以下となっております。

固定比率は依然として高いままでありますが、特に国保白鳥病院は、前年度から非常に高い状態となっております。流動比率は、両病院とも前年度に引き続き理想比率の200%を下回っております。

自己資本構成比率は、両病院とも企業債の割合が高いため、理想比率とする50%を大きく割っております。

未収金について、窓口負担分は前年度より改善され、努力されていることがうかがえます。今後も、未収金の根源である現年度の滞納の原因をよく分析し、対策を講じることが肝要であります。また、夜間、休日等診療時間外の診療費や退院された方の入院費については、会計窓口取り扱い時間内の受け入れだけでは支払いの機会を逃してしまうこともありますので、納入方法の拡大を検討する等、徴収体制を見直し、利便性の向上と新たな滞納発生の抑止に一層努めていただきたいと思います。

平成27年度は、入院患者数及び診療単価の減少等により、大変厳しい結果となりました。国保白鳥病院は、県北西部地域医療センター国保白鳥病院に名称と組織体制を変更し、センターの基幹病院として新たなスタートを切りました。刻々と変化する社会情勢の中で、あるべき、進むべき方向を見誤ることなく進んでいくことは決して容易なことではありませんが、両病院ともに今後もサービスの向上とコスト縮減に努めるとともに、医師、看護師等の医療従事者の持続的な確保に努められ、医療水準の維持・向上と医療の安全・信頼性の確保に努められたいと思います。

以上が、平成27年度郡上市病院事業会計に関する審査意見であります。

公立病院は、市民の安全・安心を考える上で、市民には欠かすことのできない施設であります。公立病院経営が今後も順調に推移していくことを期待申し上げます。

次に水道事業につきまして審査意見を申し上げます。26ページをごらんください。

平成27年度の業務実績は、有収率が向上したことで給水人口が減少していること等により、年間配水量と年間給水量はともに減となっております。

事業経営の比較資料となります給水量1立方メートル当たりの営業収益は、136円17銭となっており、営業費用は159円80銭となっております。1立方メートルの水道水を給水することにより、23円程度の給水損失となっております。

総係費において、事務職員が1名減となったこと等により、営業費用が前年比3.72%の減となり、営業利益は大きく増となりました。それらにより、営業収支比率は100%割っておりますが、総収支比率は理想比率の100%を超えており、経営状態は良好と言えます。

累積欠損金は、年々減少の傾向を示し、今年度末には未処分利益剰余金7,452万円の計上に至り、初めて黒字化しました。これは平成26年度の会計制度改正の影響のほか、郡上市合併以降進めてきました職員数の削減を初めとする維持管理費用の削減など、経営努力の効果のあらわれであります。

次に、流動比率を見ますと、1,104.91%であり理想比率の200%を大きく上回っていることから、経営状態はよいと言えます。

給水収益の未収金は、発生から5年を経過した平成22年度分を不納欠損処理したことで、回収努力により改善されております。しかし、未収金の金額は決して少なくはなく、今後も未収金の新規発生を防ぐとともに、さらなる過年度分の未収金の回収に努力されたいと思います。

今後も人口減に加え、節水意識の定着や節水機器の普及等により給水収益の大幅な増は見込めな
いと思われませんが、配水管の漏水修繕及び老朽化した施設の更新など、水道施設の整備や災害に強
いライフラインの構築、簡易水道事業特別会計の会計統合など、中長期的な展望に立った事業を進
め、適正な料金への見直しを視野に入れたより効率的な経営を展開されますとともに、本来の目的
である良質な水の安定供給に努められたいと思います。

以上が、平成27年度郡上市水道事業会計に関する審査意見であります。

最後に、財政健全化判断比率等の審査を実施しております。

後に報告されることになっておりますが、実質公債費比率が13.6%と前年度よりマイナス1.4ポ
イントと大きく改善されましたが、将来負担比率は公営企業債等繰り入れ見込み額が大幅に増加し
たことにより43.8%と前年度より5.3ポイント上昇しております。実質赤字比率、連結実質赤字比
率、公営企業等の資金不足比率につきましては、数値としてはあらわれていませんので、財政的な
心配はないと思います。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 代表監査委員には、詳細な報告ありがとうございました。長期間にわたり膨
大な量の審査をいただきまして、御苦勞さまでございました。監査委員のお二人に感謝申し上げま
すとともに、敬意を表するものであります。

指摘されております事項につきましては、今後の決算認定の中で審査に十分考慮させていただき
たいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。再開は11時15分といたします。

（午前11時02分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（渡辺友三君） お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第110号から議案第132号までの23議案につきましては、決算
認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり、審査を付託することといたしたいと思います。こ
れに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号から議案第132号までの23議案に
つきましては、決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり、審査を付託することに決定を
いたしました。なお、質疑につきましては、決算認定特別委員会において行うこととし、ここでは

省略いたします。

お諮りをいたします。

ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く16名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

ただいま決算認定特別委員会に付託いたしました議案第110号から議案第132号までの23議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月29日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限について、決算認定特別委員会に委任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託しました23議案については、9月29日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたします。

また、地方自治法第98条に規定する議会の権限を決算認定特別委員会に委任することに決定をいたします。

◎議案第133号から議案第142号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程32、議案第133号 平成28年度郡上市一般会計補正予算（第3号）についてから、日程41、議案第142号 平成28年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）についての10議案を一括議題といたしたいと思います。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第133号から一般会計、また特別会計では8つの会計、病院事業会計、合計10会計につきまして、補正予算のお願いをするものでございます。

議案第133号 平成28年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページ目をごらんをいただきたいと思います。

平成28年度郡上市の一般会計補正予算（第3号）は次に定めることによるということで、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,047万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億7,582万5,000円とするものでございます。2号につきましては、省略をさせていただきます。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。こちらは5ページをごらんをいただきたいと思えますけれども、今回の地方債の補正につきましては、自主運行バスの車両を購入するに当たりまして、合併特例債を活用するという事で、910万円の増額をお願いをするものでございます。

以下のどの会計も同じですけれども、事項別明細、あるいは別冊の事業会計一覧表をもって御説明とさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第134号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

こちら2枚おめくりをいただきまして、1ページをごらんください。

第1条のところ、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,706万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,664万8,000円とするものでございます。同様に、以下省略をさせていただきます。

議案第135号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

こちら2枚おめくりいただいて、1ページでございます。

第1条のところ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,587万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,693万5,000円とするものでございます。第2号は省略します。

第2条地方債の補正につきましては、第2表地方債補正をごらんいただきたいと思えます。3ページです。

こちらにつきましては、明宝地域におきまして、通報装置のシステムを全面的に更新、最新型に改めるものでございます。簡易水道事業債、あるいは過疎対策事業債それぞれ1,290万円を増額をします。合計では、2,580万円の増額の事業を行わせていただきたいというものでございます。

続きまして、議案第136号 平成28年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきますと、第1条のところ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億

5,220万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,664万8,000円とするものでございます。以下は同様に省略をさせていただきます。

続きまして、議案第137号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにも2枚おめくりをいただきまして、第1条のところ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,406万円とするものでございます。以下につきましては同様にさせていただきます。

続きまして、議案第138号、ここからは財産区の補正予算になります。平成28年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、第1条のところ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,555万6,000円とするというものでございます。

続きまして、議案第139号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、第1条のところ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,004万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第140号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにも2枚おめくりをいただきまして、第1条のところ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,419万4,000円とするものでございます。

続きまして、議案第141号 平成28年度郡上市高鷺財産区特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにも2枚おめくりをいただきまして、第1条のところ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

それ384万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,469万6,000円とするもの
でございます。

最後に、議案第142号 平成28年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月
8日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにつきましては、1枚、2枚目の開きのところの1ページのところですが、ここの資本的
支出のところ、先ほど市長の提案の御説明の中にもございましたけれども、現在、外来の化学療
法室というのを増築するということで取り組んでおるわけですが、詳細設計によりまして、
増額する必要があるということで、その分655万7,000円の増額をお願いするものでござい
ます。

また、企業債の部分ですけども、下の変更に書いてあります機械器具購入事業の8,910万円の限
度額のところから、上記の施設整備事業の4,390万円を引いてこちらに持っていくということで、
こちらの機械器具備品購入のところの金額を4,520万円に補正するものでございます。上記の施設
整備事業4,390万円を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま説明のありました議案第133号から議案第142号までの10議案につ
きましては、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託いたします。なお、質疑については、
予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。

ただいま、予算特別委員会に付託いたしました議案第133号から議案第142号までの10議案につ
きましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月9日午後4時までに審査を終了するよう期限
をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第133号から議案第142号までの10議案に
ついては、9月9日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第143号から議案第145号までについて（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程42、議案第143号 財産の無償譲渡について（郡上市高鷺農畜産物処理
加工施設とうふ工房）から日程44、議案第145号 市道路線の認定についてまでの3議案を一括議
題といたします。

順次説明を求めます。

説明につきましては、できるだけ簡略をお願いいたします。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 議案第143号 財産の無償譲渡について（郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房）。

次のとおり、財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第273条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、所在、郡上市高鷲町ひるがの4670番地233、構造、鉄骨平屋建て、床面積78平米、機械設備一式。

2、譲渡の相手方、郡上市高鷲町ひるがの4670番地233、株式会社たかすファーマーズ。

3、譲渡の理由、民間事業所として施設の有効活用を図るために、譲渡を行うものでございます。対象施設の台帳を次のページに載せておりますので御説明いたします。

構造につきましては、鉄骨平屋建て、施設の設備につきましては、農畜産物加工室、機械室、資材室でございます。あと、設備といたしまして、機械器具といたしまして、豆すり器ですとか真空煮窯等がございます。建設年度は平成14年でございます。耐用年数は24年ということで、残り10年が残っております。床面積は78平米で、敷地につきましては、郡上市の市有地でございます。施設整備の事業費の部分でございますが、取得価格が2,800万円、利用制度、これ国庫事業でございますが、アグリビジネス実践施設整備事業でございます。国庫補助金については、2分の1の1,400万円をいただいております。これにつきましても、先ほど申し上げましたが、国・県のほうとこの財産処分の協議を進めておりまして、無償で譲渡するという条件でこの国庫補助金の返還につきましては、なしというふうな了解を受けておるところでございます。

議案第108号の農畜産物加工施設の施設管理に関する条例の一部改正条例に合わせまして、この議案につきましてもよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 議案第144号と議案第145号につきましては、関連がありますので、説明させていただきます。

議案第144号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次の道路を廃止したいので議会の議決を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号ですが1の449。路線名が生屋線。起点が郡上市八幡町小那比字滝ノ上、終点が郡上市八幡町小那比字反戸坂であります。

続きまして、議案第145号 市道路線の認定。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので議会の議決を求める。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号ですが、同じく1の449。路線名、生屋線。起点のほう郡上市八幡町小那比字諸洞、

終点が郡上市八幡町小那比反戸坂でございます。

資料のほうですが、同議案の間に資料をちょっと挟んでおりますが、ごらんいただきたいと思います。

3ページのほうの図面の上のほうで上下のほうで説明させていただきます。まず、廃止路線でございますが、現在工事施工しております生屋の社会資本整備事業で行っておる道路でございますが、今年度供用開始の予定をしております。平成20年の12月に市道認定を受けまして、790メートルで市道のほうの認定を受けております。

続きまして、右側のほうの絵の青い実線で描いてある路線でございますが、東部農道ということで、平成25年の3月31日に譲り受けのほうを受けまして、同年の4月1日から農道として管理しております。延長が849メートルで、境界は関市ですが、トンネルの上之保、小那比トンネルの中間278メートルのトンネル部分と、一般道571メートル、合わせて849メートルのほうを農道と管理しておりますが、今回、両路線を一体として管理したいということで、総延長が1,762.6メートルということで、新しく生屋線として認定をいただきたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。質疑につきましては、会期日程に従いまして行います。

◎議発第11号について

○議長（渡辺友三君） 日程45、議発第11号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。

お諮りをいたします。

申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定をいたします。

◎報告第5号から報告第10号までについて（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程46、報告第5号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから日程51、報告第10号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの6件を一括議題といたします。

報告を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 失礼いたします。

ただいま一括議題とされました6件の報告につきましては、地方自治法の規定によりまして、地方公共団体が資本金や基本金等を50%以上出資している法人に関し、その経営状況を議会に御報告するものでございます。

配付させていただいておりますA4横の資料のほうに、抜粋のものがございますので、これとあわせて、また各会社の決算報告につきましては、それぞれの報告様式、この青い紙のそれぞれの後ろについておりますけども、主にはこの横長のA4のものに従いまして御説明を申し上げたいと思います。お願いします。

なお、金額につきましては1,000円単位で掲載しておりますので、御了承をお願いします。

では、報告第5号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

この財団法人は、平成11年に設立され、基本財産が2,500万円、うち郡上市の出捐金は2,000万円で、出捐比率は77.8%でございます。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、平成25年3月22日付一般財団法人として認可を受けております。

主な業務内容は、郡上八幡旧庁舎記念館、郡上八幡博覧館、郡上八幡城、サイクリングターミナルたかお、郡上八幡城下町プラザの指定管理及び町屋伊之助、町屋玄麟、日吉駐車場などの管理運営です。市街地の空き家対策事業の実施及び各種イベントの企画実施等も行っております。

平成27年度の決算の状況は、損益計算書では当期総収入額は4億2,873万1,000円、当期利益は1,778万2,000円でした。貸借対照表では、正味財産合計は1億7,600万5,000円となっております。この額から基本財産2,570万円を差し引いた1億5,095万5,000円が繰越利益剰余金となります。なお、損益計算書の中には、市との指定管理契約の約定に従いまして、八幡城の収益の中から市へ納められました寄附金456万4,000円が含まれております。

続きまして、報告第6号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。

地方自治法第243の3、2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

この報告につきましても、要約で申し上げます。

この会社は昭和63年に設立され、開発型インターチェンジでありますぎふ大和インターチェンジの建設負担金の償還を担っております。資本金は3億435万円、うち郡上市の出資金は2億9,305万円、出資比率は96.3%でございます。

主な業務内容は、道の駅古今伝授の里やまと、やまと温泉やすらぎ館、ぎふ大和パーキングエリアサービス施設、古今伝授の里フィールドミュージアムの管理、経営等でございます。

平成27年度の決算の状況は、損益計算書では当期総収入額は6億979万1,000円、当期損失は127万7,000円、貸借対照表では資本金、資本合計は2億4,001万6,000円でございますので、この額から資本金3億4,035万円を差し引いた繰越利益剰余金は、マイナス6,433万4,000円となっております。

平成27年度決算には、独立行政法人日本高速道路保有債務債権返済機構、旧日本道路公団NTT融資分の返済額555万8,000円と郡上市への償還金178万5,000円を合わせまして、734万4,000円が含まれております。なお、インターチェンジ建設負担金の償還金残額は、平成28年3月末現在が822万8,000円ございまして、全ての償還の完了は平成30年3月末を予定をしております。

次に、報告第7号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

この報告につきましても要約で御報告を申し上げます。

この会社は、平成8年に設立されまして、資本金は2,005万円、うち郡上市の出資金は1,005万円、出資比率は50.1%でございます。

主な業務内容は、白鳥町石徹白の宿泊施設であります交流促進センターカルヴィライとしろの指定管理等を行っております。

平成27年度の決算の状況は、損益計算書では当期総収入額は2,385万5,000円、当期利益はマイナス116万1,000円でございます。貸借対照表では資本合計は2,109万5,000円であります。この額から、資本金2,005万円を差し引いた繰越利益剰余金は104万5,000円でございます。

なお、この会社は市道等の除雪業務を請け負っておりますけれども、1年前の話ですが、大変26年度は豪雪でありましたので、除雪収入が1,600万円以上もあり、収益も26年度は380万円ございました。ただし、平成27年度は暖冬で除雪の収入が1,000万円以上ダウンしました。しかし、本業といいますか、宿泊のほうでは、平成27年4月にオープンし、1年が経過しました冒険の森といういわゆるアドベンチャー施設、これがこの施設の裏にございますけれども、そこでの誘客効果もございまして、宿泊部門では前年対比112万4,000円のアップ、また飲食部門でも25万7,000円のアップを上げることができました。今後も冒険の森との相乗効果による事業展開や交流イベント等を図っていく計画としております。

続きまして、報告第8号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について報告があったので、次のとおり報告する。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

この報告につきましても要約で申し上げます。

この会社は、平成4年に設立されまして、資本金は1,000万円、うち市の出資金が850万円の出資比率は85%でございます。

主な業務内容は、白鳥町前谷の前谷自然活用総合管理施設、旧称ハートピア四季と呼んでおりました、の指定管理等を行っております。

平成27年度の決算の状況は、損益計算書では当期総収入額は600万7,000円、当期損益はマイナス損益273万円でございます。貸借対照表では資本合計ではマイナス300万円、この額から資本金1,000万円を差し引きますと、繰越利益剰余金はマイナス1,300万円債務超過に至っております。

この会社につきましては、昨年27年度につきましては、4月から9月までは通常に営業を行いましたが、後半の10月から3月までは施設の修繕と法人の再建のための協議ということで休館しておりました。ですので、先ほど申し上げました収入等は半年間の収入ということになります。その後の御報告でございますけれども、平成28年3月に高鷲町の株式会社ニューテックがこの会社、阿弥陀ヶ滝の経営を引き継ぐことになりまして、その後4月からは設備改修等をしておりました。そこで、ことし7月にリニューアルオープンを果たすことができました。また、平成28年度からは再生計画の3年間に限りまして、指定管理料毎年180万円を支払い、将来的には譲渡をするということも計画をしております。

少し補足で御説明しますけれども、市としましては、昨年は1,100万円ほど市費を投入しまして、厨房、浴室、電気、ガス、ボイラー等の修繕を行い、また年度が明けたことしの4月からは、市費400万円で空調、あるいはトイレ、畳そういった物の修繕を行い、また会社のほうも、ニューテックも1,200万円を負担しまして、7月までに重点的に内装工事を行いました。そこで8月に新規オープンしたわけですが、8月の成績で申し上げますと、宿泊が246人ございまして、そういったものの収入合計が約320万円8月は収益がありまして、いいスタートが切れたというふうに思っておりますので、補足でございますけれども、報告でございます。

続きまして、報告第9号 株式会社イーグルの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社イーグルの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

この報告につきましても、要約をお願いいたします。

この会社は、平成3年に設立されまして、開発型インターチェンジであります高鷲インターチェンジの設置に係る建設費の償還を担っております。資本金は8,150万円、うち郡上市の出資金が4,155万円、出資比率は51%でございます。

この会社の設立目的は、N T Tの資金借入分負担総額5億5,986万円、これを20年で償還するものでございまして、平成27年度、今3,066万7,000円を償還いたしました。償還金の平成28年3月末

残高は7,393万4,000円、償還完了は平成31年3月を予定しております。

なお、株式会社イーグルの税法上の業務で申しますと、資金の返済の取り次ぎと集金の業務ということになっておりまして、よっていわゆる償還金の動きについては、勘定元帳には記載しておりますけれども、元帳仮受科目では入りと出というものを行って相殺しておりますので、そのために貸借対照表にはこの動きが出てまいりません。したがって、損益計算書には事務費等の一般管理費の費用が上がっています。これらの年間に必要な経費を手数料収入、預金利息、その他の収入をもって賄いまして、平成27年度の決算は、8,200円の余剰金が出たものでございます。なお、純資産の当期末残高は5,314万7,000円でございます。

続きまして、報告第10号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

この報告につきましても、要約で申し上げます。

この会社は、平成11年に設立されまして、東海北陸自動車道瓢ヶ岳パーキングエリアにおいて施設を開設、管理、経営を行っております。資本金が7,000万円、うち郡上市の出資金が3,775万円、出資比率は53.9%でございます。

平成27年度の決算の状況は、損益計算書では、当期総収入額は1億1,771万円、当期利益は107万円でございます。貸借対照表では、資本金合計は1億493万9,000円あります。この額から資本金7,000万円を差し引いた繰越利益剰余金は3,493万9,000円でございます。経営状況は安定しておりますけれども、高速道路を取り巻く環境は、料金の割引率の改定、あるいは値上げ、あるいは消費税等の引き上げ等による影響により、利用者が大きく左右されますけれども、引き続き各種販売施策、あるいは食堂等の季節限定メニューに工夫を凝らした経営に取り組むというふうにしております。

以上、6つの法人につきまして、概要のみでございますけれども御報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上、報告をいただきました。

それではここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時54分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後0時58分）

○議長（渡辺友三君） 先ほど報告第5号から報告第10号までの報告がありました。

それでは、質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしの声がございました。

以上で、報告第5号から報告第10号までの報告を終わります。

◎報告第11号について（報告・質疑）

○議長（渡辺友三君） 日程52、報告第11号 平成27年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、報告第11号 平成27年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して、次のとおり報告する。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

初めに、ここに書いてありますが、1つ、健全化判断比率でございます。実質赤字比率と連結実質赤字比率については、赤字はございませんので、記入はありません。

実質公債費比率につきましては、これは市長の冒頭のお話にもありましたが、昨年度から1.4ポイント改善をするという13.6%となりました。将来負担比率につきましては、前年度対比では5.3ポイント上昇しておりますが、43.8%というふうになりました。

資金不足比率につきましては、各会計とも資金不足が発生しておりませんので、記入はございません。この件につきましては、先ほど大坪代表監査委員から審査意見書が示されたところでございます。そちらの報告書には詳細な計算が入って、数値が入りまして分析をさせていただいております。その付表がございますので、3ページ以降、参考にござらんをいただくといいと思います。

それで、実質公債費比率でございますけど、少し概要を説明させていただきますけれども、これは3カ年の平均ということになっておりまして、平成25、26、27の平均値ということでありまして、今回、昨年度対比で1.4ポイントの改善ということですが、この要因につきましては、この3ページに計算式がございますけれども、こうした計算式の分子に当たるところ、地方債の元利償還、純元利償還金、このAというところに当たるものですが、これもそれぞれ数字が入ってますが、引く算入公債費比率の額というところがございますけども、この分子のところは最近の計画的な起債額の借入額の抑制を行ってきておる効果、あるいは繰り上げ償還を行っているということ等のことによりまして、ここに当たる金額が昨年単位で言いますと、8,377万7,000円減ってございます。

こういうふうな財政健全化へ向けた取り組みによりまして、昨年度対比でさらに1.4ポイントのいい数値が出たというふうに捉えております。

ちなみに、近年のこの5カ年を見ますと、平成23年度が20.0、24年度18.5、25年度16.8、26年度15.0で、27年度は13.6ですから、近年のこうした取り組みの一つのあらわれではあるというふうに考えております。

続きまして、6ページのほうには将来負担比率ということで、その細かなデータも入れて付表が出ておるわけですが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率ということでございまして、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかということを示す指標がこの将来負担比率でございます。

この比率が高ければ、将来これの負担額を実際に支払う必要があることから、これからの財政運営が圧迫されるというふうな問題が生じる可能性が高いというふうなことで、こういう数値を見るわけですが、今回43.8%ということでございました。前年度比5.3ポイントの上昇ということでございますが、これもこちらの6ページに将来負担比率のこの分子となるもの、分母となるものも細かく付表に載せていただいておりますけれども、この上昇した要因としては、将来負担比率の計算式が書いてあるこの分子の欄、将来負担額のAのところ、それから充当可能財源を引くわけですが、このところの将来負担額、Aの表にありますように、一般会計以外の会計も含めた地方債の償還のための見込み額、あるいは退職手当負担見込み額などの合計というものも入ってくるわけです。

これにつきましても、今まで取り組んできました地方債の借り入れの抑制、それから繰上償還によって起債の残高は減ってきておりますけれども、特に下水道、平準化債の発行額を抑えたことによりまして、一般会計からの公債費に充てるための繰出金が増額となったという点が1つございます。

それから、普通交付税の基準財政需要額の算入見込み額の大幅な減等々の要因がありまして、この分子のところが合わせて66億円ほど増加したということが原因となりまして、今回の5.3ポイントの上昇を見たというものでございます。

それで、かつての平成20年にはこれが174.7でありましたが、近年5カ年を見ますと、平成23年度決算の数値から122.1、平成24年度89.3、平成25年度61.0、平成26年度38.5、そして平成27年度の決算で43.8ということで、こうした推移で来ておりますので、全体としては健全化へ向かって着実に進めてきているということだというふうに捉えております。

今回若干の将来負担比率が上昇しましたが、これまでの取り組みを引き続き行う中で、起債の発行額、あるいは繰上償還の実施につきましてそれぞれしっかりと計画的な取り組みを行っていく中で、今後とも財政の健全化を図り、そしてしっかりと財政運営に努めていきたいとい

うことでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、質疑はありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 以上で、報告第11号の報告を終わります。

◎報告第12号について（報告・質疑）

○議長（渡辺友三君） 日程53、報告第12号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、報告第12号 専決処分の報告でございます。

和解及び損害賠償の額をお支払いするというふうな不始末がございます。これにつきまして、処分ができたことについて、2件御報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成28年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきますと、1つ目の事件ですけれども、これは7月22日に専決処分をしたものでございます。専決第3号 専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定についてということでお願いをいたします。

中身につきましては、1のところにありますが、平成28年、ことしの4月2日です。午前8時10分ごろ、運転者である業務委託先の職員が郡上市八幡町五町78番地付近において、公用車、これはまめバスでございます。これを運転中、前方で道路脇に駐車しようとしていた相手車が停車したのを確認した後に通過しようとしたところ、相手車両が駐車をやり直すため、再び道路側に進入してきたというために、公用車左側後部に相手車両が接触したものでございます。これは示談ということで、市の過失割合は20%、相手の方が80%を持つと、こういうふうな示談となったものでございまして、相手方は記載のとおりです。損害賠償の額は3万89円でございます。大変申しわけありませんでした。

もう一枚おめくりいただきますと、専決第4号、同様の事件でございます。

こちら7月22日に専決処分したものでございます。損害賠償と和解の内容は、これもことしの5月10日午後10時30分ごろ、運転者である本庁総務部職員が郡上市八幡町初音1727番地の2、これは総合庁舎の駐車場であります。ここにおきまして、公用車から下車しようとドアをあけた際に、注意を怠って、右隣に停車中の相手車両の右側後部ボディーにドアが接触し、公用車ドア塗装の一部が相手車に付着したというものでございます。

市は示談により、下記金額で損害を賠償すると、今回はこちらが一方的に当てたということで、市の過失割合が100%でございました。相手方は記載のとおり、損害賠償の額は3,240円でございました。大変申しわけありませんでした。十分気をつけて、これからの車両の運行等につきましては、十分法令に従い、また交通安全に気をつけて、こういうことがないようにしたいと思います。よろしく願いいたします。

失礼しました。

○議長（渡辺友三君） それでは、報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第12号の報告を終わります。

◎議報告第6号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程54、議報告第6号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）が監査委員より別紙の写しのとおり提出されましたので、お目通しのほどをお願いいたします。これにて報告にかえさせていただきます。

9月1日までに受理いたしました請願は、お手元に配付してあります文書表のとおり、文教民生常任委員会に付託いたしますので、報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 1時14分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 森 藤 文 男

郡上市議会議員 原 喜与美